

仕様書

1 件名

自家用電気工作物保安管理（境地区）

2 仕様

（1）目的

第八管区海上保安本部及び各海上保安部（以下「甲」と総称する）が設置する自家用電気工作物（以下「電気設備」という）について、法令により適正かつ合理的な保安管理を行うため受託者（以下「乙」という）に対しその業務を委託する。

（2）保安管理

電気事業法第39条に基づき電気工作物の維持を行うため、関係法規、規則等に従い、必要とされる電気主任技術者を選出し、保安管理上必要な措置を行わせ、当該電気設備が安全かつ適正に通電しうる状態に管理すること。

また、電気設備に適正を欠くと認めるものがあるときは、直ちに原因を調査し正常に保持するとともに、甲に報告すること。

（3）点検

次について実施し、終了後は点検内容及びその結果を記載した記録簿を提出すること。なお、非常用予備発電機については非常用予備発電機点検整備項目一覧表のとおりとする。

- ・月次点検 各設備の要領ごとに別紙及び別表記載の頻度で実施すること。
- ・年次点検 年1回
- ・臨時点検 甲又は乙が必要の都度指示する。

（4）電気主任技術者の権利義務

電気主任技術者は、原則として乙が選考し、甲の確認を受けるものとし、関係法令に定めた電気主任技術者としての義務を負うほか、甲の指定する監督および検査職員の指示を受けるものとする。

ただし、電気主任技術者は電気設備について甲が実施する工事および維持管理に関し保安上重要と認められる場合は意見を述べることができるものとし、甲は電気主任技術者の意見を尊重し、保安管理に万全を期するものとする。

（5）事故防止

乙は、事故を未然に防止するため予防的保安管理に万全を期し、事故が発生した場合は、直ちに甲に通知するとともに、その原因を調査・復旧し、同種の事故が発生しないように措置するものとする。

（6）非常時の措置

乙は受託者負担で常時監視装置を設置し、電気設備等に異常が発生し、

庁舎等および人命に危険を及ぼすおそれがあるときは、直ちに技術者並びに必要な人員を派遣し、停電その他、災害防止のため必要な緊急の措置をとるとともに、速やかに甲に報告すること。-

ただし、同装置を設置するために大幅な変更を必要とする事業所及び委託場所管理担当官が取付けを希望しない事業所を除く。

また、地震・台風・火災等により電気設備に異常をきたし、または災害のおそれがある場合についても同様とする。

(7) 本仕様に定める保安管理に必要なものは乙の負担とする。

なお、乙は電気設備について監督官署の検査があった場合は立ち会うほか、甲が指示する場合は、監督官署への諸届について代行すること。

3 履行場所

別紙のとおり

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

5 検査

4ヶ月ごと点検記録簿及び完了届を提出し、検査職員の検査を受けること。

6 支払条件等

検査合格後、4ヶ月ごと払い

官署支出官 第八管区海上保安本部総務部長あて請求書を提出すること。

なお、境港港湾合同庁舎分については、各入居官署において請求額を分担し、それぞれの官署からその分担した金額を支払うものとする。

7 その他

(1) 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、監督職員と協議しその指示に従うこと。なお、軽微な事項については甲の指示によること。

(2) 履行に際し、知り得た事実については他に漏洩してはならない。

8 仕様に関する問合せ先

第八管区海上保安本部 総務部補給課

0773-76-4100

別紙

番号	設置施設	事業場住所	設備容量	予備発電装置	区分	監視装置
			(kVA)	(kVA)	点検頻度	
1	境港港湾合同庁舎	鳥取県境港市昭和町9-1	225	100	隔月	毎月
2	境海上保安部 巡視船給電施設大正岸壁	鳥取県境港市大正町	300	なし	隔月	毎月
3	境海上保安部 巡視船給電施設竹内岸壁	鳥取県境港市竹内町	500	なし	隔月	毎月
4	境海上保安部 巡視船燃料供給施設	鳥取県境港市武内団地	20	55	隔月	毎月
5	鳥取海上保安署	鳥取県鳥取市港町7	39	62	隔月	毎月
6	第八管区海上保安本部 美保航空基地 西庁舎	鳥取県境港市小篠津町2258番地	125	30	隔月	毎月
7	枕木山送信所	島根県松江市 島根町野波字足立谷5117番地3	27	30	隔月	毎月
8	第八管区海上保安本部 美保航空基地 東庁舎	鳥取県境港市 佐斐神町2064番地	600	300	隔月	毎月

担当部署

1~4	境海上保安部	
	住所 鳥取県境港市昭和町9-1	TEL 0859-42-2532

5	鳥取海上保安署	
	住所 鳥取県鳥取市港町7	TEL 0857-32-0118

6、8	第八管区海上保安本部美保航空基地	
	住所 鳥取県境港市佐斐神町2064番地	TEL 0859-45-1100

7	第八管区海上保安本部 情報通信課	
	住所 京都府舞鶴市字下福井901	TEL 0773-76-4100

巡視点検測定及び手入基準

■境港港湾合同庁舎・第八管区海上保安本部美保航空基地東庁舎・西庁舎 受変電設備及び非常用発電機、負荷設備

目	項	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測 定		
		No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	測定項目
受 変 電 設 備	電線及び支持物	1	2ヶ月	電線の高さ及び他の工作物樹木との離隔距離	1	1年	電柱、腕木、がいし、支線、支柱、保護網などの損傷腐食	1	3年～5年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	2ヶ月	標識保護さくの状態	2	1年	電線取付状態、弛度						
				3	1年	その他必要事項							
	ケーブル	1	2ヶ月	ヘッド、接続箱、分岐箱など接続部の加熱、損傷、腐食及びコンパウンド油漏れ	1	1年	ケーブル腐食、きれつ、損傷	1	5年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
				2	1年	その他必要事項				2	1年	接地抵抗測定	
2		2ヶ月	布設部の無断掘削				2	3年～5年	地盤沈下の影響				
		3	2ヶ月	標識、他物との離隔距離									
断 路 器	1	2ヶ月	受けと刃の接触、過熱、変色、ゆるみ	1	1年	停止して受けと刃の接触、過熱、ゆるみ、荒れ具合				1	1年	絶縁抵抗測定	
	2	2ヶ月	汚損、異物付着	2	1年	汚損、きれつ							
	3	2ヶ月	その他必要事項	3	1年	フレ止め装置の機能							
				4	1年	その他必要事項							
遮 断 器 開閉器類	1	2ヶ月	外観点検、汚損、油洩れ、きれつ、過熱、発錆、損傷	1	1年	停止して外部の損傷、腐食、過熱、油量、発錆、変形、ゆるみ	1	2年又は一定の遮断回数による	停止して内部について接触子の荒れ具合、ゆるみ、変形、焼損、損傷	1	1年	絶縁抵抗測定	
				2	1年	操作具合、機構	2	"	操作機構及び付属装置の各部点検	2	1年	接地抵抗測定	
	2	2ヶ月	指示、点灯	3	1年	付属装置の状態	3	"	遮断速度測定(開極投入時間最小動作電圧及び電流の測定を含む)	3	3年	絶縁油試験	
	3	2ヶ月	その他必要事項	4	1年	油の汚れ、必要によりその特性調査	4	"	その他必要事項	4	不定期	必要により動作特性	
				5	1年	接地線接続部							
				6	1年	その他必要事項							
母 線	1	2ヶ月	必要により特定部位のものについて行う(点検箇所、ねらいは定期巡視点検より抜粋)	1	1年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷	1	3年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、ねらいは定期巡視点検より抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定	
				2	1年	過熱							
				3	1年	接続部分、クランプ類の腐食、損傷							
				4	1年	過熱、ゆるみ							
受 電 用 変 圧 器				3	1年	がいし類、支持物の腐食、損傷、変形、ゆるみ							
				4	1年	その他必要事項							
	1	2ヶ月	本体の外部点検、漏油、損傷、汚損、変形、ゆるみ、発錆、腐食	1	1年	停止して各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損、油量	1	5年～10年	停止して内部について点検(コイル接続部、リード線、鉄心、その他各部)	1	1年	絶縁抵抗測定	
				2	1年	付属装置各部の点検(機能及び状態)	2	5年	付属装置及び機器の内部点検	2	1年	接地抵抗測定	
	2	2ヶ月	付属装置の点検、動作状態、取付状態	3	1年	油の汚れ、必要により特性調査	3	5年	その他必要事項	3	3年	必要により絶縁油試験	
				4	1年	接地線接続部							
	3	2ヶ月	その他必要事項	5	1年	その他必要事項							

目	項	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定		
		No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	測定項目
受 変 電 設 備	計 器 用 変 成 器	1	2ヶ月	外部の損傷、腐食、 発錆、変形、汚損、 油洩れ、油量、温 度、音響、ヒュー ズの異常	1	1年	停止して各部の損 傷、腐食、接触、 発錆、ゆるみ、変 形、きれつ、汚損、 油洩れ、ヒューズ の異常	1	3年	油入式について、 停止して内部の点 検	1	1年	絶縁抵抗測定
								2	2年	必要により油の汚 れ及び特性調査	2	1年	接地抵抗測定
		2	2ヶ月	その他必要事項				3	3年	その他必要事項			
				2	1年	接地線接続部							
				3	1年	その他必要事項							
	避 雷 器	1	2ヶ月	外部の損傷、きれ つ、ゆるみ、汚損	1	1年	外部の損傷、きれ つ、ゆるみ、汚損、 コンパウンドの異 常				1	1年	絶縁抵抗測定
											2	1年	接地抵抗測定
		2	2ヶ月	その他必要事項									
				2	1年	接地線接続部							
				3	1年	その他必要事項							
配 電 盤	1	2ヶ月	計器の異常、表示 れ表示灯の異常	1	1年	裏面配線の塵埃汚 損、損傷、過熱	1	2年	停止して各部の損 傷、過熱、ゆるみ	1	1年	絶縁抵抗測定	
										2	1年	接地抵抗測定	
	2	2ヶ月	操作、切換開閉器 などの異常	2	1年	ゆるみ、断線				3	2年	保護継電器の 動作特性	
							2	2年	端子、配線符号				
	3	2ヶ月	その他必要事項				3	2年	その他必要事項	4	2年	必要により計 器校正、シー ケンス試験	
電 力 用 コンデン サ	1	2ヶ月	本体外部点検、漏 油、汚損、音響、 振動	1	1年	外部の損傷、腐食				1	1年	絶縁抵抗測定	
				2	1年	接地線接続部				2	1年	接地抵抗測定	
配電設備（屋外電線を含む）	断 路 器 遮 断 器 開閉器類	1	2ヶ月	受変電設備用と同 じ	1	1年	受変電設備用と同 じ	1	2年又 は一定 の遮断 回数に よる	受変電設備用と同 じ	1	1年	絶縁抵抗測定
										2	1年	接地抵抗測定	
										3	3年	絶縁油試験	
配 電 用 変 圧 器	1	2ヶ月	必要により特定範 囲のものについて 行う（点検箇所、 ねらいは受変電設 備用と同じ）	1	1年	受変電設備用と同 じ	1	5年 ～10年	受変電設備用と同 じ	1	1年	受変電設備用 と同じ	
そ の 他 付 属 設 備	1	2ヶ月	必要により特定範 囲のものについて 行う	1	1年	母線、がいし、ク ランプ、支持物な どは受変電設備用 に準じて行う（停 止せず）	1	3年	必要により特定対 象を定めて行う（ この場合停止して 点検する）	1	1年	絶縁抵抗測定	
							2	3年	その他必要事項	2	1年	接地抵抗測定	
配 電 設 備	電線及び 支 持 物	1	2ヶ月	電線の高さ及び他 の工作物樹木との 離隔距離	1	1年	電柱、腕木、がい し、支線、支柱、 保護網などの損傷	1	3年 ～5年	必要により特定対 象を定めて行う（ 点検箇所、部位は 定期巡視点検より 抜粋）	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	2ヶ月	標識保護さくの状 況	2	1年	腐食						
				3	1年	電線取付状態、弛 度							
	ケーブル	1	2ヶ月	ヘッド、接続箱、 分岐箱など接続部 の加熱、損傷、腐 食及びコンパウン ド油漏れ	1	1年	ケーブル腐食、き れつ、損傷	1	5年	必要により特定対 象を定めて行う（ 点検箇所、部位は 定期巡視点検より 抜粋）	1	1年	絶縁抵抗測定
				2	1年	その他必要事項				2	1年	接地抵抗測定	
2		2ヶ月	布設部の無断掘削				2	3年 ～5年	地盤沈下の影響				
	3	2ヶ月	標識、他物との離 隔距離										

別表

項目		日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定				
		No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	測定項目		
負 荷 設 備	電動機 その他 回転機	1	2ヶ月	運転者が音響、回 転、過熱、異臭、 給油状況などに ついて注意する	1	3ヶ月	音響、振動、温度	1	3年	必要により特定対 象を定めて行う	1	1年	絶縁抵抗測定		
		2	2ヶ月	必要により特定範 囲のものについて 電気担当者が行う	2	1年	停止して各部の汚 損、ゆるみ、損傷	2	3年	温度上昇等を考慮 し内部分解点検、 コイル、軸受、通 風、付属装置など の手入	2	1年	接地抵抗測定		
					3	1年	伝達装置の異常な ど外部点検を行う				3	1年	必要により特 性試験		
					4	1年	制御装置点検				3	3年	温度上昇等を考慮 し、回転子引出掃 除 その他必要事項		
					5	1年	接地線接続部								
							その他必要事項								
負 荷 設 備	電熱乾燥 装置	1	2ヶ月	運転者が温度、変 形、損傷などに ついて注意する	1	1年	停止して各部の変 形、損傷、ゆるみ	1	3年	必要により特定対 象を定めて行う	1	1年	絶縁抵抗測定		
		2	2ヶ月	接続部変色、過熱、 熱線の腐食、取付 点検	2	1年	可燃物との離隔状 況 その他必要事項			必要により特定対 象を定めて行う(点 検箇所、部位は 定期に準じて内部 点検を行う)	2	1年	接地抵抗測定		
											3	2ヶ月	必要により特定範 囲のものについて 電気担当者が行う		
		照明設備	1	2ヶ月	使用者が異音、汚 損、不点、温度、 臭気過熱などに注 意する	1	1年	照明効果、汚損、 音響、温度、コン パウンド洩れ				1	1年	絶縁抵抗測定	
						2	1年	その他必要事項				2	1年	接地抵抗測定	
												3	3年	必要により照 明測定	
配線及び 配線器具	1											2ヶ月	開閉器の点検、湿 気、じんあい等に 注意 器具の損傷、腐食、 分電盤スイッチ、 ヒューズの適正及 びゆるみ、過熱	1	1年
		2	1年	接地抵抗測定											
		3	1年	必要により配 線用遮断器及 び漏電遮断器 の特性試験											
発 電 設 備	原 動 機 関 係	1	2ヶ月	燃料系統からの油 漏及び貯油	1	1年	機関主要部分の 点検	1	3年又は一定 の運転 時間によ る	内燃機関の点検、 測定					
		2	2ヶ月	機関の始動、停止											
													3	2ヶ月	その他必要事項は 細則による
		発 電 機 関 係	1	2ヶ月	電動機その他回転 機と同じ	1	1年	電動機その他回転 機と同じ	1	3年	電動機その他回転 機と同じ	1	1年	絶縁抵抗測定	
												2	1年	接地抵抗測定	
												3	3年	継電器試験	
蓄 電 池	1	2ヶ月	液面、沈殿物、色 相、極板彎曲、隔 離板、端子のゆる み、損傷 充電装置の動作状 態 電池の電圧	1	1年	木台、がいの腐 食、損傷、耐酸塗 料のはくり	1	3年	充電装置の内部点 検	1	1ヶ月	比重測定			
				2	1年	床面の腐食、損傷	2	3年	必要により対象を 定めて行う	2	1ヶ月	液温測定			
										3	1年	その他必要事項	3	1ヶ月	電圧測定
				2	2ヶ月								4	1年	絶縁抵抗測定 (充電装置)
													3	2ヶ月	

■大正岸壁・竹内岸壁・巡視船燃料供給施設 受変電設備

目	項	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測 定		
		No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	測定項目
受	電線及び 支 持 物	1	2ヶ月	電線の高さ及び他の 工作物樹木との 離隔距離	1	1年	電柱、腕木、がいし、 支線、支柱、保護網などの損傷腐食	1	3年 ～5年	必要により特定対象を 定めて行う(点検箇所、 部位は定期巡視点検より 抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	2ヶ月	標識保護さくの状態	2	1年	電線取付状態、弛度						
					3	1年	その他必要事項						
変	ケーブル	1	2ヶ月	ヘッド、接続箱、 分岐箱など接続部の 加熱、損傷、腐食及び コンパウンド油漏れ	1	1年	ケーブル腐食、きれつ、 損傷	1	5年	必要により特定対象を 定めて行う(点検箇所、 部位は定期巡視点検より 抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	2ヶ月	布設部の無断掘削	2	1年	その他必要事項				2	1年	接地抵抗測定
		3	2ヶ月	標識、他物との離隔距離				2	3年 ～5年	地盤沈下の影響			
電	断 路 器	1	2ヶ月	受けと刃の接触、過熱、 変色、ゆるみ	1	1年	停止して受けと刃の 接触、過熱、ゆるみ、 荒れ具合				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	2ヶ月	汚損、異物付着	2	1年	汚損、きれつ						
		3	2ヶ月	その他必要事項	3	1年	フレ止め装置の機能						
設	遮 断 器 開閉器類	1	2ヶ月	外観点検、汚損、 油洩れ、きれつ、 過熱、発錆、損傷	1	1年	停止して外部の損傷、 腐食、過熱、油量、 発錆、変形、ゆるみ	1	2年又は一定 の遮断回数に よる	停止して内部について 接触子の荒れ具合、 ゆるみ、変形、焼損、 損傷	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	2ヶ月	指示、点灯	2	1年	操作具合、機構	2	"	操作機構及び付属 装置の各部点検	2	1年	接地抵抗測定
		3	2ヶ月	その他必要事項	3	1年	付属装置の状態	3	"	遮断速度測定(開極 投入時間最小動作電圧 及び電流の測定を含む)	3	3年	絶縁油試験
備	母 線	1	2ヶ月	必要により特定部位の ものについて行う (点検箇所、ねらいは 定期巡視点検より抜粋)	1	1年	母線の高さ、たるみ、 他物との離隔距離、 腐食、損傷、過熱	1	3年	必要により特定対象を 定めて行う(点検箇所、 ねらいは定期巡視点検 より抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	接続部分、クランプ 類の腐食、損傷、過熱、 ゆるみ						
					3	1年	がいし類、支持物の 腐食、損傷、変形、 ゆるみ						
	受 電 用 変 圧 器	1	2ヶ月	本体の外部点検、 漏油、損傷、汚損、 変形、ゆるみ、発錆、 腐食、振動、音響、 油量、温度	1	1年	停止して各部の損傷、 腐食、発錆、ゆるみ、 変形、きれつ、汚損、 油量	1	5年 ～10年	停止して内部について 点検(コイル、接続部、 リード線、鉄心、 その他各部)	1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	付属装置各部の点検 (機能及び状態)	2	5年	付属装置及び機器の 内部点検	2	1年	接地抵抗測定
		2	2ヶ月	付属装置の点検、 動作状態、取付状態	3	1年	油の汚れ、必要により 特性調査	3	5年	その他必要事項	3	3年	必要により絶縁油 試験
		3	2ヶ月	その他必要事項	4	1年	接地線接続部						
					5	1年	その他必要事項						

項目		日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定		
		No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	測定項目
受変電設備	計器用変成器	1	2ヶ月	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、油洩れ、油量、温度、音響、ヒューズの異常	1	1年	停止して各部の損傷、腐食、接触、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損、油洩れ、ヒューズの異常	1	3年	油入式について、停止して内部の点検	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	2ヶ月	その他必要事項	2	1年	接地線接続部	2	2年	必要により油の汚れ及び特性調査	2	1年	接地抵抗測定
					3	1年	その他必要事項	3	3年	その他必要事項			
避雷器		1	2ヶ月	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損	1	1年	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損、コンパウンドの異常				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	2ヶ月	その他必要事項	2	1年	接地線接続部				2	1年	接地抵抗測定
					3	1年	その他必要事項						
配電盤		1	2ヶ月	計器の異常、表示札表示灯の異常	1	1年	裏面配線の塵埃汚損、損傷、過熱	1	2年	停止して各部の損傷、過熱、ゆるみ	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	2ヶ月	操作、切換開閉器などの異常	2	1年	ゆるみ、断線	2	2年	断線、接触、脱落	2	1年	接地抵抗測定
		3	2ヶ月	その他必要事項			接地線接続部	3	2年	端子、配線符号	3	2年	保護継電器の動作特性
	電力用コンデンサ	1	2ヶ月	本体外部点検、漏油、汚損、音響、振動	1	1年	外部の損傷、腐食				1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	接地線接続部				2	1年	接地抵抗測定
配電設備（屋外電線を含む）	断路器遮断器開閉器類	1	2ヶ月	受変電設備用と同じ	1	1年	受変電設備用と同じ	1	2年又は一定の遮断回数による	受変電設備用と同じ	1	1年	絶縁抵抗測定
	配電用変圧器	1	2ヶ月	必要により特定範囲のものについて行う（点検箇所、ねらいは受変電設備用と同じ）	1	1年	受変電設備用と同じ	1	5年～10年	受変電設備用と同じ	1	1年	受変電設備用と同じ
配電設備	電線及び支持物	1	2ヶ月	電線の高さ及び他の工作物樹木との離隔距離	1	1年	電柱、腕木、がいし、支線、支柱、保護網などの損傷	1	3年～5年	必要により特定対象を定めて行う（点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋）	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	2ヶ月	標識保護さくの状態	2	1年	腐食						
					3	1年	電線取付状態、弛度						
	ケーブル	1	2ヶ月	ヘッド、接続箱、分岐箱など接続部の加熱、損傷、腐食及びコンパウンド油漏れ	1	1年	ケーブル腐食、きれつ、損傷	1	5年	必要により特定対象を定めて行う（点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋）	1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	その他必要事項	2	3年～5年	地盤沈下の影響	2	1年	接地抵抗測定
		2	2ヶ月	布設部の無断掘削									
3	2ヶ月	標識、他物との離隔距離											

別表

項 目		日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測 定		
		No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	測定項目
負 荷 設 備	電 動 機 そ の 他 回 転 機	1	2ヶ月	運転者が音響、回 転、過熱、異臭、 給油状況などに ついて注意する 必要により特定範 囲のものについて 電気担当者が行う	1	3ヶ月	音響、振動、温度 停止して各部の汚 損、ゆるみ、損傷 伝達装置の異常な ど外部点検を行う 制御装置点検 接地線接続部 その他必要事項	1	3年	必要により特定対 象を定めて行う 温度上昇等を考慮 し内部分解点検、 コイル、軸受、通 風、付属装置など の手入 温度上昇等を考慮 し、回転子引出掃 除 その他必要事項	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 必要により特 性試験
		2	1年		2	1年							
		3	1年		3	1年							
		4	1年		2	3年							
		5	1年		3	3年							
		2	2ヶ月	3	1年	2	3年						
荷 設 備	電熱乾燥 装 置	1	2ヶ月	運転者が温度、変 形、損傷などに ついて注意する 接続部変色、過熱、 熱線の腐食、取付 点検 必要により特定範 囲のものについて 電気担当者が行う	1	1年	停止して各部の変 形、損傷、ゆるみ 可燃物との離隔状 況 その他必要事項	1	3年	必要により特定対 象を定めて行う(点検箇所、部位は 定期に準じて内部 点検を行う)	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
		2	1年		2	1年							
		3	1年										
		2	2ヶ月										
		3	2ヶ月										
		1	2ヶ月										
備	照明設備	1	2ヶ月	使用者が異音、汚 損、不点、温度、 臭気過熱などに注 意する	1	1年	照明効果、汚損、 音響、温度、コン パウンド洩れ その他必要事項				1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 必要により照 明測定
		2	1年		2	1年							
		3	1年		3	3年							
		2	1年										
		3	1年										
		1	2ヶ月										
備	配線及び 配線器具	1	2ヶ月	開閉器の点検、湿 気、じんあい等に 注意 器具の損傷、腐食、 分電盤スイッチ、 ヒューズの適正及 びゆるみ、過熱	1	1年	開閉器、器具との 接続 器具の損傷、腐食、 分電盤スイッチ、 ヒューズの適正及 びゆるみ、過熱	1	2年	許容電流と負荷電 流との確認	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 必要により配 線用遮断器及 び漏電遮断器 の特性試験
		2	1年		2	1年							
		3	1年		3	1年							
		2	1年										
		3	1年										
		1	2ヶ月										

■枕木山送信所・鳥取海上保安署 受変電設備及び非常用発電機

項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定		
	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	点検箇所、ねらい	No.	周 期	測定項目
引込設備	責任分界となる開閉器及び引込線		2ヶ月 外観点検、汚損、き裂、損傷 2ヶ月 水トリ冠水による絶縁破壊		1年 1年	ケーブル腐食、きれつ、損傷 その他必要事項		3年 ～5年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋)		1年	絶縁抵抗測定
	電線及び支持物	1	2ヶ月	1	1年	電柱、腕木、がいし、支線、支柱、保護網などの損傷腐食	1	3年 ～5年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	2ヶ月	2	1年	電線取付状態、弛度						
				3	1年	その他必要事項						
	ケーブル	1	2ヶ月	1	1年	ケーブル腐食、きれつ、損傷	1	5年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	2ヶ月	2	1年	その他必要事項				2	1年	接地抵抗測定
		3	2ヶ月				2	3年 ～5年	地盤沈下の影響			
	遮断器開閉器類	1	2ヶ月	1	1年	停止して外部の損傷、腐食、過熱、油量、免錆、変形、ゆるみ	1	2年又は一定の遮断回数による	停止して内部について接触子の荒れ具合、ゆるみ、変形、焼損、損傷	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	2ヶ月	2	1年	操作具合、機構	2	"	操作機構及び付属装置の各部点検	2	1年	接地抵抗測定
				3	1年	付属装置の状態	3	"	遮断速度測定(開極投入時間最小動作電圧及び電流の測定を含む)	3	3年	絶縁油試験
				4	1年	油の汚れ、必要によりその特性調査	4	"	その他必要事項	4	不定期	必要により動作特性
				5	1年	接地線接続部						
				6	1年	その他必要事項						
発電設備	計器類	1	2ヶ月	1	1年	裏面配線の塵埃汚損、損傷、過熱	1	2年	停止して各部の損傷、過熱、ゆるみ	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	2ヶ月	2	1年	ゆるみ、断線	2	2年	断線、接触、脱落	2	1年	接地抵抗測定
						接地線接続部	3	2年	端子、配線符号	3	2年	保護継電器の動作特性
									その他必要事項	4	2年	必要により計器校正、シーケンス試験
	原動機関係	1	2ヶ月	1	1年	機関主要部分の分解、点検	1	3年又は一定の運転時間による	内燃機関の分解点検、測定			
		2	2ヶ月									
		3	2ヶ月									
	発電機関係	1	2ヶ月	1	1年	電動機その他回転機と同じ	1	3年	電動機その他回転機と同じ	1	1年	絶縁抵抗測定
										2	1年	接地抵抗測定
										3	3年	継電器試験
	蓄電池	1	2ヶ月	1	1年	木台、がいしの腐食、損傷、耐酸塗料のはくり	1	3年	充電装置の内部点検	1	1ヶ月	比重測定
				2	1年	床面の腐食、損傷	2	3年	必要により対象を定めて行う	2	1ヶ月	液温測定
		2	2ヶ月	3	1年	その他必要事項				3	1ヶ月	電圧測定
										4	1年	絶縁抵抗測定(充電装置)
		3	2ヶ月									

非常用予備発電機点検整備項目一覧表

区分	点検箇所	点検項目	点検内容
外観点検	設置状況	1	周囲の整理整頓、状況点検
		2	区画、隔壁等破損の有無点検
		3	水の浸透、漏れ等の有無点検
		4	換気装置の機能点検
		5	照明の設備及び機能点検
		6	標識の表示状況の点検
	表示	7	表示の適否確認
	自家発電装置	8	変形、損傷、脱落、漏れなどの有無点検
	始動用蓄電池設備	9	蓄電池設備の外観点検に準ずる
	始動用空気圧縮設備	10	空気だめ、圧縮機等の変形異常有無点検
		11	空気だめ、圧力の点検
	制御装置	12	周囲の整理整頓、状況点検
		13	外形上で変形等の異常有無点検
		14	電源表示灯の点灯有無点検
		15	開閉器及び遮断機の開閉位置適否点検
	計器類	16	変形等の有無及び指示値の適否点検
	燃料油及び冷却水タンク	17	外形上で変形等の異常有無点検
		18	規定の燃料油量があるか点検
		19	規定の冷却水量があるか点検
	排気筒	20	可燃物が放置されていないか周囲の状況の点検
		21	外形上で変形、損傷、支持金具の緩み等有無点検
		22	貫通部の変形、損傷、脱落等の有無点検
	配管	23	変形、損傷、漏れ等の有無点検
	予備品等	24	予備品及び回路図等の備え付け状況確認
機能点検	自家発電装置	25	潤滑油の種類及び量の確認
		26	タンク、ラジエーター等の冷却装置の機能点検
		27	無負荷運転での各部点検性能チェック
		28	手動停止装置の機能点検
	始動用蓄電池設備	29	蓄電池設備の機能点検に準ずる
	始動用空気圧縮設備	30	潤滑油の種類及び量の確認
		31	確実に作動するか否かを確認
	制御装置	32	開閉器及び遮断器の開閉機能確認
		33	適正フューズの使用有無点検
		34	各継電器の機能確認
		35	各表示灯の点灯状況の確認
	計器類	36	設備を運転し、各計器の作動、指示値を点検
	結線接続	37	回路、端末の変形、損傷等の有無点検
	接地	38	接地線の変形、接続部の損傷有無点検
	耐震処置	39	アンカーボルト、防振装置、可とう管継手等耐震処置が適正に行われ、かつ、これ等に変形、損傷等が無いかどうか点検
作動点検	自家発電装置	40	タイムスケジュール及びシーケンス通りに自動始動及び自動停止作動が完了するか否か点検
総合点検	接地抵抗	41	抵抗値を測定し、適正であるか否かを確認
	絶縁抵抗	42	抵抗値を測定し、適正であるか否かを確認
	始動用蓄電池設備	43	蓄電池設備の総合点検に準ずる
	始動補助装置	44	確実に作動するか否か点検
	保安装置	45	作動値が設定値とおりか否か点検
	調速機	46	確実に作動するか否か点検
	負荷運転	47	正常な運転状況であるか否か点検
		48	排気背圧を計測し適否を点検
		49	換気(吸気及び排気)の良否点検